

食農資源経済学会会則

第1条(名称と設立)

本会は、食農資源経済学会 The Food, Agricultural and Resource Economics Society of Japan (略称 FARESJ) と称する。

本会は、1949年11月に創設された九州農業経済学会の伝統と組織を継承・拡充して設立される。

第2条(目的)

本会は、食料、農業及び資源・環境に関係する研究者や実践者、関係機関で働く人たちが、広く相互に交流・研鑽し、食農資源に関連する諸問題を社会的・経済的視点で理論的・実証的に研究し、学際的な研究を促進するとともに、研究水準の発展及び食と農に関する国民的課題や地域的課題に応えることを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウムおよび部会の開催
2. 学会誌「食農資源経済論集」の編集と刊行
3. 調査研究とその成果出版物の編集・刊行
4. 研究会および講演会等の開催
5. 内外関係学会との学術交流に関わる事業
6. 食農資源経済学会賞の選考と授与
7. 会員名簿の作成
8. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第4条(会員)

本会の主旨に賛同するものをもって会員とする。

1. 本会に入会を希望する者は個人会員1名の推薦により理事会に申請し、その承認を得るものとする。
2. 会員は個人会員、団体会員、海外会員とし、会員は会費を納める。
3. 前項の他、名誉会員をおくことができる。名誉会員については内規においてこれを定める。
4. 会員が長期にわたり会費を滞納したとき、理事会は総会の決議によりこれを退会させることができる。

第5条(会員の権利)

1. 個人会員は研究大会に出席し、研究発表、学会誌への投稿を行い、総会における議決権、理事および会計監事の選挙権および被選挙権を有し、学会誌、会員名簿等の配付を受ける。
2. 団体会員は研究大会に出席し、学会誌等の配付を受ける。

第6条(役員)

本会に、会長1名、副会長2名、理事および幹事若干名と会計監事1名の役員

をおく。

1. 理事および会計監事は総会において選出し、会長、副会長は理事の互選による。幹事は理事会が委嘱する。
2. 会長指名理事をおくことができる。
3. 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
4. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代理する。
6. 理事は理事会を組織し、会務を審議し執行する。
7. 幹事は会長および理事を補佐する。
8. 会計監事は本会の会計の監査を行い、総会でその結果を報告する。

第7条(総会)

総会は年1回開催し、次の事項を審議・議決する。

1. 会務報告および事業計画
2. 予算および決算
3. 理事および会計監事の選任
4. 会則の変更
5. その他本会の運営上必要な事項

第8条(理事会)

1. 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。会長がこれを召集し、必要な会務を審議し決定する。
2. 理事会企画、学会誌編集、庶務、会計、広報、学术交流、学会賞選考等の事務を担当し、会務処理のための幹事若干名を指名する。

第9条(委員会)

本会は事業遂行のため、企画委員会、編集委員会、学会賞選考委員会、広報委員会、学术交流委員会を設ける。なお、委員長は理事が務める。委員会の設置または廃止は理事会で決定する。各委員会の委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第10条(議決)

総会および理事会の議決は出席者の過半数による。

第11条(会計)

1. 本会の運営に必要な経費は会費、寄付金および事業利益をもってこれにあてる。
2. 通常の会務執行のための一般会計とは別に特別会計を設けることができる。
3. 本会の予算、決算は総会の承認を必要とする。
4. 年会費は内規にこれを定める。
5. 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年の7月31日に終わる。

第12条(事務局)

本会は事務局を福岡市東区箱崎6丁目10番1号、九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門内におく。

付則 本会則は、2007年9月28日に決定し、同日施行する。

2008年1月5日改正

※役員内規(会則第6条関連)

1. 会則第6条の会長指名理事には、地区理事を含めることができる。
2. 理事会の指名した幹事の他に地区幹事をおくことができる。
3. 任期は会則第6条に準ずる。

※理事、会計監事選挙内規(会則第6条1項関連)

1. 選挙事務は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は理事会の議をへて総会議長が委嘱する。
2. 選挙にあたっては、会員名簿より、理事4名と会計監事1名を連記し、理事は上位8名、会計監事は1名を当選者とする。
3. 当選下限者に同数者が出た場合、年長者を当てる。
4. 選挙直後の理事会は年長の理事が召集し、議長を務め、会長1名、副会長2名、常務理事を互選する。

※名誉会員内規(会則第4条3項関連)

1. 名誉会員は理事会で推薦し、総会で承認する。
2. 名誉会員に推薦できる者は満65歳以上で、会長、副会長経験者または本会に特に功績があった者とする。
3. 名誉会員は理事の被選挙権以外は個人会員に準ずるものとし、会費を免除する。
4. 名誉会員は5万円以上の名誉会員費を納める。
5. 名誉会員費は特別会計に繰り入れ、優れた研究業績を公表した本学会会員を表彰することを旨として設けられた学会賞の基金の一部として、有意義に運用するものとする。
6. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※会費、会員内規(会則第4条および第11条4項関連)

1. 個人会員の内、一般会員の年会費は7,000円、院生会員の年会費は3,000円とする。団体会員の年会費は30,000円とし、論集15部を配付する。
2. 名誉会員については会費を免除する。
3. 入会および退会は文書により理事会に届け出るものとする。
4. 会費3年以上滞納者は退会したものとみなす。会費2年以上未納の一般会員、会費1年以上未納の院生会員には、学会誌等の送付を停止する。
5. 海外会員は、国内に在住している間は個人会員と同額の年会費とし、帰国してからは年会費1,000円とする。できるだけ帰国の際には10年間分を一括払いにする。振込口座を設ける。海外会員は、会則第5条で示される個人会員の権利と同等の権利を持つ。ただし、理事および会計監事の被選挙権は有さない。

2007年9月28日制定

2013 年 8 月 1 日改訂
2017 年 9 月 29 日改訂